第一 目的

 \mathcal{O} 法律 は、 農業 の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、 その 基本理念、 農林・ 水産大臣が策定す

る基本指針等について定めるとともに、 多面的機能発揮促進事業に ついて、 その事 業計 画 0) 認定 0) 制 度を

設けるとともに、 これを推進するための措置等について定め、 もって国民生活及び 国民経 済の安定に寄与

することを目的とすること。

(第一条関係

第二 基本理念

農業の有する多面的機能は、 その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、 食料その 他 \mathcal{O}

農産物 の供給の機能 <u>と</u> 体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、 その 適 切 カン つ +

分な発揮に より、 将来に わたって国民がその恵沢を享受することができるよう、 農業 \mathcal{O} 有す る多 面 的 機

能 \mathcal{O} 発 揮 \mathcal{O} 促 進を図 るた 8 0) 取 組 に 対 して、 国 都道 府県及び 市 町 村 が 相 互 に 連 (携を) 図 Ŋ な が 5 集 中的

か 0 効果: 的 に 支援を行うことを旨として、 その 発 揮 \mathcal{O} 促 進 が 図 5 れ なけ れ ば な 5 な 1 ŧ \mathcal{O}

農業の有する多面的機能 の発揮 の促進に当たっては、 その発揮に不可欠であり、 かつ、 地域における

貴重な資源 である農用地 の保全に資する各種 の取組が、 長年にわたって農業者その 他 の地 域住民による

共 同 活 動 に ょ り営ま れ、 良好 な 地 域 社会の 維持 及び形 成に 重要な役割を果たしてきてい るとともに、 農

推進が図られなければならないものとすること。

の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、

(第二条関係

当該共同活動の実施による各種

の取り

組

 \mathcal{O}

第三 定義

用

地

「農業の 有する多面的 機能」とは、 国土 の保全、 水源 の涵養、 自然環境の保全、 良好な景観の形 成、

文化 の伝承等農村 で農業生産 活 動 が た行われ れることにより生ずる食料その他 の農産物 \mathcal{O} 供給 \mathcal{O} 機 能 以 外の

多面にわたる機能をいうものとすること。

「農用地」 とは、 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧

の目的に供される土地をいうものとすること。

三 多 面 的 機 能 発揮促進 事 業 とは、 農業の有する多面的 機能 の発揮 \mathcal{O} 促進 を図るため、 農業者 0) 組 織

する団 体 そ \mathcal{O} 他 の農 林水産省令で定める者 (以 下 「農業者団体等」という。) が実施する事業であって

次に掲げるものをいうものとすること。

(-)農業用用 排水施設、 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設 (これらの施設と一体的

に管理することが適当なものとして農 林 水産省令で定める土地を含む。 以下 同じ。) の管理に関する

事業であって、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であって、

農林水産省令で定

めるもの

1

口 当 該 施 |設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であって、 農林水産省令で定

めるもの

(___) 中山間: 地域等 (食料・農業・農村基本法第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。)

ける農業生産活動の継続的な実施を推進する事業

(三) 自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産 活動

の実施を推進する事業

(四) その 他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業として農林水産省令で定めるも

(第三条関係)

にお

第四 基本指針

農林· 水 産 大 臣 は、 農業の有する多面的 機能 \mathcal{O} 発揮 の促進に関する基本指針 (以 下 「基本指針」 という

。)を定めるものとすること。

基本指針においては、 農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項、 多面的機

能発揮 促 進 事 業の実施を推進すべ き区域 の設定に関する基本的な事項、 多面的機能発揮促進事 業に 関 す

る基本的な事項等を定めるものとすること。

(第四条関係

第五 基本方針

都道府県知事は、 基本指針に即して、 当該都道府県の区域内について、 農業の有する多面的機能 の発

揮 の促進 に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) を定めることができるものとすること。

基本方針 に おいては、 農業の有する多面 的機 能 の 発 揮 \mathcal{O} 促進 \mathcal{O} 目標、 多面: 的 機能発揮 促進 事業の 実施

を推 進 すべ き区域 の基準、 第六の 0 促進計 画 \bigcirc 作 成に関う する事項等を定めるものとすること。

第六

促進計画

(第五条関係)

市 町 村 は、 基本方針 に 即 して、 当該市 町 村 \mathcal{O} 区域内について、 農業の有する多面的 機 能 \mathcal{O} 発揮 \mathcal{O} 促 進

に 関 する 計 画 (以 下 「促 進 計 画 という。) を作成することができるものとすること。

促進 計 画に において は、 促進計 画 \mathcal{O} 区 .域及び目標、 当該区域内においてその実施を推進する多面的機能

発 揮 促進事業に関する事 項、 当該区域内にお いて特に重点的に多面的機能発揮促進事業 の実施を推 進す

る区 .域を定める場合におけるその区 .域等を定めるものとすること。

が 保 た ħ た ものでなけ ればならないものとすること。 三

促

進

計

画 は

農 業

振

興

地

域整

備

計

画そ

 \mathcal{O}

他

法

は律の規

定による地域

の農業の

振興に関する計

画との

調

和

(第六条関 係

第七 事業: 計 画 \mathcal{O} 認定

促進 計 画に基づいて当該促進計画に定められた促進計画の区域内において多面的機能 発揮促進事

実施しようとする農業者団体等 は、 その実施しようとする多面 的 機 能 発揮 促進 事 業に関する計 画 (以 下

事 業 計 画 という。 を作成し、 当該 促 進 計 画を作成した市 町 村 。 以 下 「特定市町 村 という。 (T)

認定 を申 請することができるものとすること。

事業計画においては、 次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。

() 多面的機能発揮促進事業の目標

 $(\underline{})$ 多 面 的 機 能 発 揮 促進 事 業 \mathcal{O} 内 容 に関する次に掲げ る事

項

イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

口 第三の三の一に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、 当該事業に係る施設の所在及び

種類、 当該施設 の管理に関し行う同一のイに掲げる活動又は 同 (一) の ロ に掲げる活動 の別 及び当ま 該活

動の内容その他農林水産省令で定める事項

第三の三の二に掲げる事 業を実施 しようとする場合にあっては、 当該

内 容、 当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める

事項

= 第三の三の三に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、 当該事業に係る自然環境の保全

に資する農業 \mathcal{O} 生 産方式 の内容、 当該生産方式を導入した農業生産活動 の実施を推進するため の活

動の内容その他農林水産省令で定める事項

三 多面的機能発揮促進事業の実施期間

事

業に係る農業生産活

動の

四 その他農林水産省令で定める事項

 \equiv 農業者団 |体等でな あ って農林水 産 省令で定めるも のは、 土地改良法第八十五 条第一項に 規定する都 道 府

県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について第三の三の()に掲げる事業 · (同 (一) の r 口 に掲げる

活 動を行うものに限る。) を実施しようとするときは、二の二の口に掲げる事項に、 第十の委託を受け

て行う当該土 |地改良施設についての管理に関する事項を記載することができるものとすること。

て、 あら カ じ め、 都 道 府 県 の同 意を得なけ ħ ばならない ものとすること。

兀

三の農業者団

体等

は、

事業計

画

に三の

管

理

に

関

民する事

項を記載しようとするときは、

当該.

い事項に

つい

五. 特定市 町 村は、 0) 認定の申請があった場合において、 その事業計画 .が次に掲げる要件のいずれにも

適 合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

当該 事 業 計 画 に 定 め る事項が 当該事業計 画 に係る多面的 機能 発揮促進事業を確実に実施するために

適切なものであること。

(三) 当該事業 業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域内に、 現に耕作又は養畜の目的 に供

されておらず、 カン つ、 引き続き耕作 文は 養畜 即の目的 に供されないと見込まれる農用地として農林 水産

省令で定めるものがないこと。

六 特定市 町村は、一 の認定をしたときは、 遅滞なく、 当該認定に係る事業計 画 一の概要 (当該認定に係る

事 業計画に、 第六の二の特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域内において実施 さ

れる多面 的 機能発揮促進 事 業が 記 載されてい る場合にあっては、 その旨を含む。 を公表しなければ な

らないものとすること。

七 \mathcal{O} 認定に 係る事業計 画 \mathcal{O} 変更の認定及び一 0) 認定 (変更の認定を含む。 に係る事業計 画 (以 下

認定事業計 画 という。 の認定の取り消しについて規定すること。 、第七条及び第八条関係

第八 費用の補助

特定 市 町 対は、 第七の一 の認定を受けた農業者団体等 (以 下 「認定農業者団体等」 という。) に対し

認定 事 業 計 画 に 記 :載された第三の三の一から三までの事 業の実施に要する費用の一 部を補助すること

ができるものとすること。

玉 は 都道府県が、 の補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合に

は、 当該 都 道府県に対し、 予算 の範囲内において、 政令で定めるところにより、 当該補助に要する費用

 \mathcal{O} 部を補 助することができるものとすること。

(第九条関係

一 農用地区域設定の特例

第九

農業振興

地

域の

整備に関する法律の特例

(-)認定事 業計画に記載された多 面的機能 発揮促進事業 (以 下 「認定事業」という。) の実施区域内の

寸 |の農用 地 \mathcal{O} 所 有者は、 特定 市 町村 に 対 Ļ 農林 水産省令で定めるところにより、 当該: |農用: 地 に 0

き地・

上

権

永小

作

権

質権、

賃

借

権、

使用

貸借による権利若しくはその他

の使

角

及び

収

益を目が

的

る権利、 先取特権 又は抵当権を有する者の全員 の同意を得て、 当該農用地 0 区域を農業振興 地 域 0) 整

備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域 (以 下 「農用地区域」という。) として定

めるべきことを要請することができるものとすること。

(__) 一の要請に基づき、 特定市 町 村が当該要請 に係る農用 地 の区域 3の全部 文は 部を農用 地 区域として

定める場 合には、 農業振 興 地 域 \bigcirc 整 備 に関する法律第十一 条第三項から第十 項ま で \mathcal{O} 規定 は 適用

しないものとすること。

(第十条関係)

農用地 区 域 変更 $\widehat{\mathcal{O}}$ 特 例

農業 振 興 地 域 \mathcal{O} 整 備 に 関 ける法語 律 上第十三 一条第 項 \mathcal{O} 規定による農業振 興 地 域 整 備 計 画 \mathcal{O} 変 更のうち、

同 法 :第三条に規定する農用地等以 外の 用途に供することを目的として農用地 区 域 内の土 地 を農用は 地 区 域

か ?ら除: 外するために行う農用地 区域の変更は、 当該変更に係る土地が認定事業計画に記 職され た第三 0

三の一から三までの事業の 実施 区 域 (第六の二の特に重点的に多 面的 機能 発揮 促 進事 業 の実施を推 進 す

る区 域 内 0) t \mathcal{O} に限 る。 内 に あ るときは、 同法第-十三条第二項 \mathcal{O} 規定 に か か わ らず、 同 項 各号に 掲 げ

る要 侔 0 全て を満 たす ĺŦ か、 当 該 事 業 \mathcal{O} 実施 期 間 が 満了していることその他 \mathcal{O} 農 林 水 産 省令で定 80 る

件 -を満 たす場合に限り、 することができるものとすること。

(第十一 条関 係)

第十 土地 改良法 の特 例

都道 府 県 は、 認定事業を行う認定農業者団体等 (第七 0) 匹 \mathcal{O} 同 意 をした相手方であるも のに 限る。 に

対 Ľ 当該 同 意 に係る る 施設 の管理 の全部で 又は 一部を委託することができるものとし、 所要 (の読: 替 規定を設

け るも のとすること。

第十一

国 等

0

援

助

等

(第十二条関 係

10

国及び関係地方公共団体は、 認定農業者団 体等に対 認定事業の確実か つ効果的な実施 に関 必要

な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとすること。

一農林水産大臣、 関係行政機関 の長、 関係地方公共団体及び認定農業者団体等は、 認定事業の円滑な実

施が促進されるよう、 相互に連携を図りながら協力しなければならないものとすること。

(第十三条関係)

第十二 報告の徴収及び罰則

特 定 市 町 村 \mathcal{O} 長 は、 この 法律 : の 施 行に必要な限度において、 認定農業者団体等に 対対 Ļ 認定事 業 \mathcal{O} 実施

状況について報告を求めることができるものとするとともに、 当該報告に係る罰則につい て所要の規定を

設けるものとすること。

(第十四条及び第十五条関係

第十三 附則

この法律 は、 平成 二十七年四 月 日 か ら施行するものとすること。

(附則第一項関係)

政府は、 この 法律 \mathcal{O} 施行後五 年を経過 Ū た場合において、この法律 \mathcal{O} 施 行 0 状況を勘 繁し、 必 要が あ

ると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの